

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会の概要

- 1 名称 地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会
- 2 設置年月日 平成21年4月1日
- 3 設置の根拠 地方独立行政法人法第11条に基づく市長の附属機関として条例により設置
- 4 設置目的 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価や、中期目標や中期計画にかかる市長への意見の申出について、専門性及び実践的な知見を踏まえ、客観的かつ中立公正に行うことを目的とする。
- 5 組織

○委員構成

(平成22年5月1日)

| 職 名 | 氏 名 |
|----------------------------|-------|
| 九州大学大学院 医学研究院医療経営・管理学講座 教授 | 尾形 裕也 |
| 九州大学大学院 医学研究院小児外科学分野 教授 | 田口 智章 |
| 福岡市医師会 副会長 | 長柄 均 |
| 福岡県看護協会 副会長 | 松本 初子 |
| 公認会計士 | 吉水 宏 |

6 評価委員会の主な業務

| | |
|--------|--|
| 業務実績評価 | <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度における業務実績評価 ・中期目標期間における業務実績評価 ・評価結果を踏まえた法人に対する業務運営の改善勧告 |
| 市長への意見 | <ul style="list-style-type: none"> ・業務方法書の作成・変更の認可に対する意見 ・中期目標の作成・変更の際の意見 ・中期計画の作成・変更の認可に対する意見 ・各事業年度の財務諸表の承認に対する意見 ・重要な財産の処分の認可に対する意見 ・役員報酬等の支給基準に関する意見の申し出 |

7 開催実績

平成21年度 第1回（平成21年7月15日）

評価委員会の役割と今後の審議の進め方について審議

第2回（平成21年8月26日）

第3回（平成21年10月1日）

第4回（平成21年11月4日）

中期目標(案)、中期計画(案)、業務方法書
(案)及び役員に対する報酬等の支給基準に
ついて審議

第5回（平成22年2月2日）

中期目標(案)について意見のとりまとめ

第6回（平成22年3月30日）

業務方法書(案)、中期計画(案)及び役員報酬等の支給基準について、意
見のとりまとめ

地方独立行政法人法

(地方独立行政法人評価委員会)

第11条 設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、執行機関の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方独立行政法人の業務の実績に関する評価に関すること。
 - 二 その他この法律又は条例によりその権限に属させられた事項を処理すること。
- 3 前項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人福岡市立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

(委員)

第3条 委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者その他の学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第4条 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って

定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。